姫路赤十字病院　随意契約締結状況（令和4年度第3四半期分）

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	分析装置オンライン接続	姫路赤十字病院 情報管理課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年10月7日	富士通株式会社 神戸市中央区東川崎町1-7-4	¥3,168,000	契約業者は当該システムの導入業者であり、当院情報システムに精通し、当該業務を確実に実施できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
2	検査系排水処理設備他整備	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年10月7日	日本空調サービス株式会社 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	¥8,580,000	契約業者は当該設備の保守管理業者であり、適切に工事を行うために必要な人員・知識・技術を有している唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
3	蒸気ボイラー用給水ポンプ更新	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年10月11日	日本空調サービス株式会社 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	¥3,300,000	契約業者は当該設備の保守管理業者であり、適切に工事を行うために必要な人員・知識・技術を有している唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
4	ボイラー用ガスメーター交換	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年8月17日	日本空調サービス株式会社 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	¥1,430,000	予定価格が250万円を超えない工事であるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)）	
5	再診受付機電源増設工事	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年8月22日	日本空調サービス株式会社 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	¥1,452,000	予定価格が250万円を超えない工事であるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)）	

6	自動ドア整備	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年10月28日	日本空調サービス株式会社 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	¥1,760,000	予定価格が250万円を超えない工事であるため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1)）	
7	Angio-CT装置 1台の売却	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年10月20日	三井住友ファイナンス＆リース株式会社 大阪府大阪市中央区南船場3-10-19	¥5,060,000	診療体制の変更に伴い既存機器の早急に売却する必要があったことから、競争入札に付する暇がなく、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項）	
8	内視鏡スコープ 6本の売却	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年10月27日	三井住友ファイナンス＆リース株式会社 大阪府大阪市中央区南船場3-10-19	¥4,422,000	診療体制の変更に伴い既存機器の早急に売却する必要があったことから、競争入札に付する暇がなく、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項）	
9	内視鏡手術支援ロボット da Vinci Xi サージカルシステム 1式	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年11月22日	インテュイティブサージカル合同会社 東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル	¥185,570,000	契約業者は、当該機器を販売できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項）	
10	内視鏡手術支援ロボット da Vinci Xi サージカルシステム周辺機器 1式	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年11月22日	宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8	¥57,354,000	契約業者は、当該機器を販売できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項）	
11	CT装置の保守契約	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年10月1日	キャノンメディカルシステムズ株式会社 姫路市飾磨区三宅1丁目194番2	¥30,307,200	本件の契約業者は、当機器のメーカーであり、保守契約の締結が可能な唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則第36条4項）	

12	電子カルテシステム改修(電子処方箋)	姫路赤十字病院 情報管理課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年12月22日	富士通株式会社 神戸市中央区東川崎町1-7-4	¥4,793,800	契約業者は当該システムの導入業者であり、当院情報システムに精通し、当該業務を確実に実施できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	